

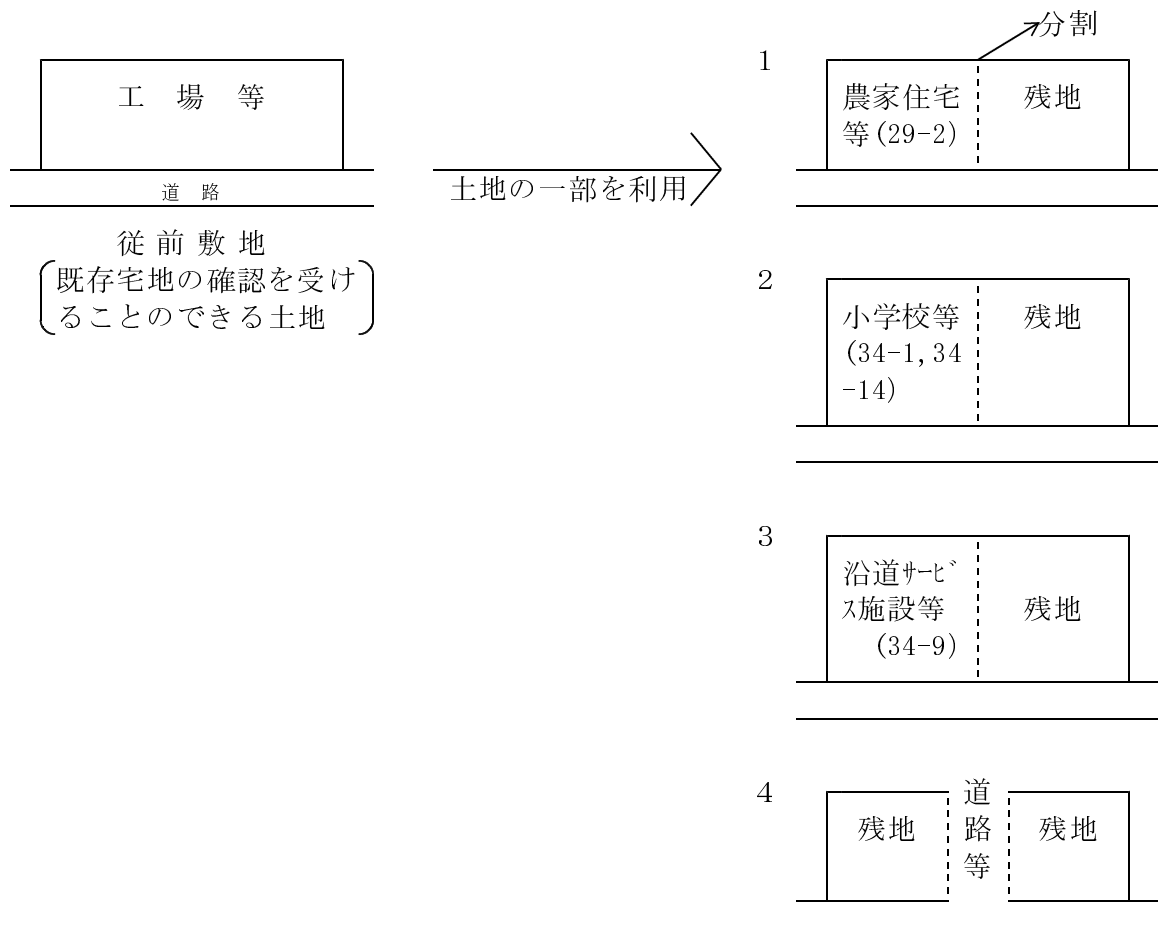
道路等により土地の一部が利用された残地における既存宅地の確認 「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」 (平成12年法律第73号)の施行日(平成13年5月18日)をもって既存宅地確認制度は廃止	旧法43条1項6号
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

◎ 立地基準編第7章 (P138～P149)

既存宅地の確認を受けることのできる土地において、当該土地の一部に、法第29条第1項第2号、第3号若しくは法第34条第9号等に該当する建築物等が建築等された場合、又は、当該土地が道路等により区分された場合の残地における既存宅地の確認については、次のとおり取り扱う。

下記例の1、2については建築物等の完成後、3については開発行為完了後、4については道路等(道路等のうち「道路」については建築基準法第42条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する道路に限る。)により区分された後に、当該敷地の残地において既存宅地の確認を行うことができることとする。

(例)



(注) 例4の道路等に該当するものとしては、道路のほか都市公園法又は自然公園法に基づき設置された公園等が考えられる。また、国又は地方公共団体が事業主体となって施行した公共施設により既存宅地の確認を受けることのできる土地が区分されて生じた残地についても、土地利用等に特段の支障のないものは、同様に取り扱うこととする。

※ 本取扱いにおいて「旧法」とは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)」による改正前の都市計画法をいう。